

補助金事業等収益明細書

(自) 平成31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月31日

特定非営利活動法人藍住町手をつなぐ育成会

(単位：円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の
						拠点区分ごとの内訳
						オレンジノート
徳島労働局 人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）	障害事業	196,120	0	196,120	0	196,120
徳島労働局 人材開発支援助成金（特定訓練コース）	障害事業	150,100	0	150,100	0	150,100
徳島労働局 人材開発支援助成金（一般訓練コース）	障害事業	276,000	0	276,000	0	276,000
徳島労働局 キャリア形成促進助成金（制度導入コース）	障害事業	500,000	0	500,000	0	500,000
			0	0	0	0
			0	0	0	0
区分小計		1,122,220	0	1,122,220	0	1,122,220
区分小計		0	0	0	0	0
合計		1,122,220	0	1,122,220	0	1,122,220

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項（課長通知）別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。